弘前市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第２項第４号の規定に基づき、市有財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下「庁舎等」という。）の余裕部分（以下「貸付物件」という。）を貸し付けする方法により飲料水等の自動販売機を設置させる場合の取り扱いについて、弘前市公有財産規則（平成１８年規則第５３号）、その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（貸付物件の基準等）

第２条 貸付物件の貸付けに当たり、庁舎内等における設置場所、貸付面積、自動販売機の種類及び台数については、市長が定める。

２ 前項の規定により定める貸付面積は、法第２３８条の４第２項の規定に基づき、庁舎等の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

（貸付料等）

第３条 貸付料は、貸付期間中の総額又は売上金額に応じた料率によるものとする。

（貸付けの相手方の選定）

第４条 貸付けの相手方は、貸付料について一般競争入札（以下「入札」という。）を行い選定するものとする。この場合においては、最低貸付料又は最低料率を定めるものとし、最低貸付料は、弘前市行政財産使用料徴収条例（平成１８年弘前市条例第７４号）第２条に準じて算定した額を下回ってはならない。

２　前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

３　第１項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の方法により貸付けの相手方を選定することができる。

（貸付契約）

第５条 貸付けの相手方となる自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を決定したときは、設置事業者との間で貸付契約を締結するものとする。

２　貸付契約を締結するときは、設置事業者に対し、貸付期間中における貸付物件の用途を「自動販売機の設置場所」に指定するものとする。

３　前項の規定により指定した用途の変更は、行わないものとする。

（貸付期間）

第６条 貸付期間は、貸付物件の管理に係る状況等を勘案して５年を超えない範囲内において市長が必要と認める期間とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

（貸付料の納付）

第７条 総額で定められた貸付料は、貸付期間中の年度ごとに市長が定める額を、市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

２ 料率により定められた貸付料は、月ごとの売上金額に料率を乗じて得られた額を、当該月の翌月の市長が指定する期日までに納付しなければならない。

（売上報告）

第８条 設置事業者は、貸付契約に係る自動販売機の毎月の売上金額を、市長が指定する期日までに報告しなければならない。ただし、貸付料を総額により定めた場合の売上金額の報告の方法等については、別に定めることができる。

（電気料等）

第９条 貸付契約に基づき設置した自動販売機の電気料は、設置事業者の負担とする。

２ 庁舎等の電源から自動販売機までの配線に要する経費及び自動販売機を設置することにより庁舎等の電源の改修等が必要となる場合の当該経費は、設置事業者の負担とする。

（現状変更等の禁止）

第 10 条 設置事業者は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、特段の事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

２ 設置事業者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

（遵守事項）

第 11 条 設置事業者は、貸付物件を第５条第２項により指定した用途に供するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴ 環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

⑵ 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

⑶ 使用済み容器の回収ボックスの設置及び監理を行うとともに、自動販売機、回収ボックスの維持管理を適切に行うこと。

⑷ 関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

⑸ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

⑹ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。（補足）

第 12 条 この要綱に定められるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２５年３月１５日から実施する。